

退職互助部説明

PART⑦

～ 福祉厚生事業について ～
(ふるさと便り・セカンドライフサポート事業・支部事業)

(一財)長崎県教職員互助組合



この動画では、福祉厚生事業について説明致します。

2 福祉厚生事業一覧

(1) 福祉給付金

身体障害者手帳を所持し、福祉医療費が市町から給付され医療補助金の対象とならない方へ毎年度1万円を給付します。

(2) 指定旅館利用補助

互助組合が指定する宿泊施設に宿泊利用する際に、1泊2,000円を補助します。

(3) 検(健)診・ドック補助

保険診療外の検診やドックを受診した際の経費を年度15,000円を限度に補助します。

(4) ふるさと便り

福岡県以外の県外在住の組合員へ長崎の近況を隔年1回お知らせします。

(5) セカンドライフサポート事業

退職後の生活に役立つ情報提供や、組合員同士の交流の場を提供します。

(6) 支部活動

居住される地域毎に配置された支部により、役員の方々により各種事業が実施されています。

(7) 全教互会員証割引事業

提携している全国の施設で会員証の提示により割引や特典が受けられます。



福祉厚生事業には7種類の事業がありますが、この動画では、4ふるさと便り、5セカンドライフサポート事業、6支部活動、7全教互会員証割引事業の説明を行います。

(4) ふるさと便り

【対象者】 福岡県以外の県外在住の退職組合員及び退職加入配偶者

【内 容】 長崎県内の近況を掲載したお便りに図書カードを添えてお届けします。

【送付日】 隔年度2月末日

【注意事項】

- ・ 転居のタイミングにより対象とならない場合があります。
- ・ 県外在住のまま、定例発送時に宛先不明となった場合は、対象外となります。

住所の変更は確実にお届けください。



ふるさと便りの説明です。

対象者は、福岡県以外の県外に在住している退職組合員及び退職加入配偶者です。

内容は、長崎県内の近況を掲載したお便りと図書カードを添えて2年に1度2月末日にお届けします。

注意事項です。

1つ目 転居のタイミングにより対象とならない場合があります。

2つ目 県外在住のまま、定例発送時に宛先不明となった場合も送付しません。

住所の変更は確実にお届けください。

(5) セカンドライフサポート事業

【対象者】 退職組合員及び退職加入配偶者及びその家族

【内 容】 退職後の生活に役立つ情報提供や、組合員同士の交流の場の提供を目的に、セミナーとランチをセットにしたランチセミナーを実施し、参加に係る経費の半額程度を補助します。

【参加方法等】

互助だより5月、9月号やホームページでご案内します。

【注意事項】

- ・実施会場等については、年度毎に変更となる場合があります。
- ・ご家族の方も参加可能ですが、補助対象外となります。



セカンドライフサポート事業の説明です。

参加できる方は、退職組合員及び退職加入配偶者とその家族です。

内容は、退職後の生活に役立つ情報提供や、組合員同士の交流の場の提供を目的に、セミナーとランチをセットにしたランチセミナーを実施し、参加に係る経費の半額程度を補助します。

参加方法等については、互助だより5月、9月号及びホームページでご案内いたします。

注意事項です。

1つ目 実施会場等については、毎年度変更となる場合があります。

2つ目 ご家族の方も参加可能ですが、補助対象外となります。

(6) 支部事業

【概要】 居住地の市町に各支部が配置され、役員等の方々のご協力のもと各支部独自の事業を実施されています。

【内容】 テニス、グラウンドゴルフ、ボウリング、研修旅行、各種サークル活動、趣味の作品展 など(支部による)

【参加方法等】

定例発送時に支部だよりにてご案内があります。

【注意事項】

- 互助組合では支部で実施している事業については、把握しておりませんので、各自支部役員へお問い合わせください。



支部事業の説明です。

居住されている市町に支部が配置され、役員等の方々のご協力により各支部独自の事業が実施されています。

各支部で内容は異なりますが、テニス、グラウンドゴルフ、ボウリング、研修旅行、各種サークル活動、趣味の作品展などを実施されているようです。

参加方法等については、定例発送時に同封します支部だよりなどにてご案内があります。

注意事項です。

互助組合事務局では、支部が実施する事業について問い合わせいただいても回答できませんので直接支部役員の方へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(7) 全教互会員証割引事業

【対象者】 退職組合員及び退職加入配偶者及びその家族

【内 容】 互助組合会員証を提携施設に提示することで、割引や特典が受けられるサービスを提供しています。

【対象施設】 退職互助部ハンドブックを参照してください。
全国教職員互助団体協議会が提供するモバイル会員証システムから検索することもできます。

【注意事項】

- ・ 利用するタイミングや、時期により対象外となる場合がありますので、利用される場合は、施設に事前にご確認いただきますようお願いいたします。



全教互会員証割引事業の説明です。

対象者は退職組合員及び退職加入配偶者とそのご家族の方となります。

内容は、互助組合会員証を提携施設に提示することで、割引や特典が受けられるサービスとなります。

提携施設については、退職互助部ハンドブックの一部に掲載しておりますが、全国にある施設も対象となっておりますので

会員証システムにより検索ができます。

詳細は退職互助部ハンドブックをご確認ください。

注意事項です。

利用する時期等により特典や割引が受けられない場合もありますので、利用される場合は事前に施設にお問い合わせいただきますようお願いいたします。